

消 防 特 第 2 号  
令 和 6 年 1 月 5 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁特殊災害室長  
( 公 印 省 略 )

### 林野火災に対する警戒の強化について

林野火災対策の推進につきまして、平素から御尽力を賜り感謝申し上げます。  
例年、空気が乾燥し強風の吹く春に、たき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人的要因を原因とした林野火災が全国各地で多発します。このため、これから春を迎えるに当たり、出火防止及び火災拡大防止のため、林野火災に対する警戒を強化することが重要です。

つきましては、貴職におかれましても、気象状況等地域の事情を踏まえながら、下記事項を参考の上、報道機関等と連携を図り、住民に対する広報活動を行うなど林野火災対策の推進について、特段御配慮いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知くださるようお願いいたします。

また、林野の焼損面積が 20 ヘクタール以上の火災については、「林野火災対策資料の提出について」（昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号）に基づき、林野火災対策資料の提出をお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 林野火災予防の徹底について

(1) ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。

(2) 火入れの実施者及び作業員に対し、火気取扱いに関する届け出などの市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。

なお、火入れに係る留意事項等については、森林火災対策協会が作成した「火入れ作業の手引き」（<http://www.center-green.or.jp/ffca/>）も参考とされたいこと。

(3) 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理などの林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業員に対し、火気管理の徹底について指導すること。

2 防災関係機関による警戒の強化について

防災関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、広報車や防災行政無線の活用等による火災予防の呼びかけ、水利の確認、林野火災発生危険の高い地域における警戒の強化を図ること。

3 関係機関等との連携強化について

日頃から、関係機関及び民間事業者との連携を強化し、円滑な消防活動が行われるよう万全を期すこと。

4 林野火災の早期拡大防止について

林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し、時機を失することなく応援要請を行うなど、火災拡大の防止対策を早期に図ること。

5 空中消火の積極的な活用について

消防防災ヘリコプター等を活用した消防活動は、林野火災対策として非常に有効な消防戦術の一つであるが、その活動は昼間に限られ、気象条件にも左右されるものである。

こうしたことに鑑み、消防防災ヘリコプター等に対する応援出動については、「林野火災に対する警戒強化及び空中消火の積極的な活用について」（平成29年5月10日付け消防特第104号・消防広第157号）を参考のうえ、時機を失せず、状況に応じ集中的かつ効果的な空中消火活動が可能な機数を要請すること。

6 林野火災に対する迅速かつ的確な対応について

林野火災は急峻な山地等で発生することから、ほかの火災と違い、進入が困難（ルート限定、所要時間増）、放水が困難（水利が乏しい、高低差による水圧低下）、全体像の把握が困難（火点・燃焼範囲の特定）等の特有の消火困難性を有している。また、気象状況の変化（延焼スピード・方向、飛火）、燃焼物体（植生、地形の傾斜、造作・建築物）等の要素も大きな影響を及ぼし、状況によっては活動が限定的（夜間の活動停止）、また長期間になることも多い。

これらの困難性を解消し、迅速かつ的確な対応を行うためには、「地上・空中消火の連携」、「速やかな応援要請による部隊増強」、「指揮体制の確立」が重要となることから、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）の改正について」（令和4年7月25日付け消防災第195号、消防広第223号、消防特第145号）を参考のうえ、適切に対応されたいこと。

7 情報収集・連絡体制の整備について

林野火災のうち、

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- ② 空中消火を要請又は実施したもの
- ③ 住家等へ延焼するおそれがあるもの

④ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる  
場合

について、火災・災害等即報要領（最終改正：令和5年5月12日付け消防令第55号）に基づき迅速な報告に努めること。特に、都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したものについては、その社会的影響度の高さに鑑み、即報基準に該当するものとして取り扱うとともに、記載に当たっては、避難指示等の状況、自衛隊への災害派遣要請の状況についても留意すること。

その際、ヘリコプターテレビ電送システム等による画像情報などの提供にも留意すること。

また、休日、夜間に、林野火災が発生した場合であっても、迅速な情報収集・連絡、指示が行えるよう適切な体制を確保するよう努めること。

**【問い合わせ先】**

消防庁特殊災害室 高瀬、横前

電話：03-5253-7528（直通）

E-mail：[h.yokomae@soumu.go.jp](mailto:h.yokomae@soumu.go.jp)